

## 一般国道4号 盛岡市東新庄二丁目地内において 歩道の通行規制を実施します

～ 歩道を通行の際は、迂回にご協力をお願いします ～

岩手河川国道事務所では、一般国道4号の盛岡市東新庄二丁目地内上り側(東京へ向かって左側)において、**法面(斜面)の安全対策工事のため**、歩道の通行規制を実施します。

日頃、国道4号を利用されている皆さまにはご不便をお掛けしますが、工事期間中は、反対側の歩道へ迂回して通行していただくように、ご理解とご協力をお願いします。

- 規制実施期間：平成21年10月20日～平成22年3月中旬
- 通行規制箇所：一般国道4号 盛岡市東新庄二丁目地内 上り側歩道（延長約170m）  
（詳細は別添参考資料参照）
- 通行規制内容：平成21年10月20日～平成22年2月下旬 終日通行止め  
（ただし、上記のうち12月29日～1月3日は、通行止めを一時解除する予定）  
平成22年2月下旬～平成22年3月中旬 歩道幅減少（通行可）
- 迂回方法：下り側歩道へ迂回（岩山入口～加賀野三丁目交差点）  
（詳細は別添参考資料参照）
- その他：工事の進捗状況により、通行規制の実施期間及び内容が変更される場合があります。通行規制内容については、工事看板等により随時お知らせします。

<発表記者会：岩手県政記者クラブ>

問 合 せ 先

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所  
〒020-0066 盛岡市上田四丁目2-2  
道路管理第二課長 後藤 雅彦 (TEL 019-624-3185)  
盛岡国道維持出張所長 及川 俊一 (TEL 019-636-0018)

工事箇所位置図



規制時の迂回路



迂回案内看板(例)

**歩行者・自転車**

10月20日ころから  
 工事中のため上記区間が  
**歩道通行止**となります。  
 向かい側の歩道をお回り下します  
 よう、ご協力をお願い致します。